

令和2年5月14日

建設業法等に基づく申請の郵送受付について

土木総務課

島根県では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出の自粛をお願いしている状況をふまえ、次の事項について、郵送による申請も認めることとします。郵送で受け付ける事項及び郵送方法等については以下のとおりです。

1. 郵送申請を認める事項

- ・建設業許可に関する一切の申請
- ・解体工事業の登録に関する一切の申請

2. 郵送方法等について

下記の(1)～(3)に従い管轄の県土整備事務所(局)へ郵送してください。

- (1) 書留(簡易書留を含む)又はレターパックにて郵送してください。
- (2) 封筒に送付票を貼り付け、送付票の申請内容にチェックを付けてください。
- (3) 返信用のレターパック(副本等返送用)を同封してください。

3. 郵送における注意事項

- ・許可の更新等、期限のある申請の場合は、必ず期限内に到達するように郵送してください。期限内に間に合わない場合は、郵送ではなくご持参ください。
- ・‘複数の申請’(*1)を合封しても構いませんが、副本等の返送は、全ての申請の審査が終了してからまとめて行います。申請書毎に個別返送を希望される方は、必要な枚数分の返信用レターパック及び、どの申請書を個別返送するか分かる書類(別紙1参考)を同封してください。

(*1) 郵送申請を認める事項についての申請書であれば、どのような組み合わせも可とします。

4. その他

(1) 審査期間について

書類等の受付日は消印日ではなく、管轄の県土整備事務所(局)への到達日となりますので、郵送は期間の余裕をもって行ってください。また、郵送でのやりとりとなるため、申請内容に不備があると、標準処理期間(50日)内での審査が終了しない事が想定されますので、申請の手引きを再度確認の上申請を行ってください。

*許可の有効期限内に受付けた建設業許可の更新申請については、申請に対する処分が

されるまでは従前の許可が有効となります。

(2) 申請書の内容確認について

申請書の記載内容について確認の電話をすることがありますので、手元に郵送する書類の控えをお持ちください。

(3) 代理人が申請をする場合

必ず委任状（任意様式）をつけて提出してください。